

町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市内で活動を行う、千葉市市民自治によるまちづくり条例（令和元年6月27日条例第39号）第2条第5号に規定する町内自治会（以下「町内自治会」という。）の活性化によって地域コミュニティの維持・強化を図るため、町内自治会がNPO等の他団体（以下「連携団体」という。）と連携して取り組む地域課題解決や運営の円滑化、活動の充実等の取組みに要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を申請することができる団体は、町内自治会とする。ただし、以下の各号のいずれかに掲げる町内自治会は補助対象外とする。

- (1) 既にその年度において本補助金を交付申請した町内自治会（ただし、交付申請を取り下げた又は不交付決定を受けた場合を除く）
- (2) 過去に本補助金の交付が確定し交付を受けた町内自治会
- (3) 前2号のいずれかに掲げる町内自治会と本補助金に係る事業を共催した町内自治会

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるもので、町内自治会が連携団体と連携して新たに取り組むものとする。

- (1) 地域課題解決等、町内自治会が担う公共的、公益的な事業
 - (2) 運営の円滑化や活動の充実等、町内自治会の活動の継続につながる事業
- 2 連携団体との連携により実施する事業は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
- (1) 事業の企画・運営の共同実施
 - (2) 町内自治会の運営・事業に係る業務提携（ただし単に維持管理・保守を請け負わせるだけのものを除く）
 - (3) 町内自治会の運営・事業に対する講師等の派遣、助言指導、その他支援
 - (4) 連携団体が実施する事業への町内自治会の参加、又は町内自治会が実施する事業への連携団体の参加
 - (5) 各号に掲げる連携を実施するための準備、基盤整備
 - (6) その他市長が適当と認める連携

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、前条に掲げる事

業の目的を達成するために連携団体に対して直接支払いが必要な経費のみとし、国、県その他の地方公共団体の補助金等において補助対象経費としている経費を除く。

- (1) 講座やイベントの開催、ICTの導入準備、ノウハウの提供や助言・相談等、連携に伴う連携団体からの役務の提供に要する報償費、委託料
- (2) 前号の役務の提供に伴い連携団体に生じた旅費

(補助限度額及び補助率)

第5条 補助限度額は、予算の範囲内において、次の各号に定める規定において市長が決定する。

- (1) 1町内自治会につき10万円を限度とする。
 - (2) 2団体以上の町内自治会が共催し、そのうち1町内自治会が共催する他の町内自治会の同意のうえ一括して本補助金を申請する場合は、共催する町内自治会の数に10万円を乗じて得た額を限度とする。
- 2 補助率は10分の10とする。

(連携団体)

第6条 第3条第1項に規定する連携団体は以下の各号のとおりとする。ただし、千葉市の外郭団体、千葉市が設置もしくは事務局となる協議会等の組織及び地縁団体（町内自治会、社会福祉協議会地区部会、スポーツ振興会、青少年育成委員会、各学校のPTA・保護者会等、構成員及び活動範囲を特定の地域に限る団体）を除く。

- (1) NPO（特定非営利活動法人、ボランティア団体等）
- (2) 企業等（企業、業界団体等）
- (3) 公益法人（学校法人、財団法人、社会福祉法人等）
- (4) その他市長が適当と認める団体

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、市長が定める期日までに町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 連携団体の運営等についての確認書（様式第4号）
- (4) 連携団体の規約、定款その他これらに類する書類
- (5) 共催する町内自治会の事業実施についての確認書（様式第5号）（他の町内自治会と共催する場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の3分の1に満たないものについてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が計画どおり実施できない場合又は補助事業の実施が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及び本要綱を遵守すること。

(交付及び不交付決定通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

- 2 補助金を交付することが不相当と認められるときは、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金不交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

(変更等の承認申請)

第10条 第8条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金に係る事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金に係る事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により通知し、承認しないときは、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金に係る事業変更（中止・廃止）不承認通知書（様式第10号）により通知するものとする。
- 3 規則第8条第1項の規定により補助金等の交付の決定を変更する場合は、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付決定変更通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業完了後速やかに、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金に係る事業実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第13号）
- (2) 収支決算書（様式第14号）
- (3) 補助金の対象となる経費が確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金額確定通知書（様式第15号）によるものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた団体が、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付請求書（様式第16号）を市長に提出するものとする。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第17号）を市長に提出するものとする。

(決定の取消通知)

第14条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金交付決定取消通知書（様式第18号）によるものとする。

(返還命令)

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金返還命令書（様式第19号）によるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。